

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び第2項並びに長崎市地方独立行政法人法施行細則(平成24年長崎市規則第26号)の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により長崎市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (中期計画の作成等)

第3条 法人は、前条に規定する業務運営の基本方針に基づき、法第26条第1項の規定により中期計画を作成し、及び法第27条第1項の規定により年度計画を定めるものとする。

### (病院の設置及び運営)

第4条 法人は、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守るため、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

### (法人の行う業務)

第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する研究
- (3) 医療に従事する技術者の研修
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務
- (5) その他法人の安定的な運営に資する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の

一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急事態への対処)

第6条 法人は、定款第19条第1項の規定に基づき、市長から必要な業務の実施を求められた時は、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

2 法人は、定款第19条第2項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第7条 法人は、内部統制に当たり、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第8条 法人は、内部統制を推進するため、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、長崎市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 この業務方法書において「内部統制」とは、次に掲げる目的を達成するため、法人の業務に組み込まれ、全ての役職員によって遂行される仕組みをいう。

(1) 業務の有効性及び効率性を高めること。

(2) 事業活動に係る法令等の遵守を促進すること。

(3) 資産の保全を図ること。

(4) 財務報告等の信頼性を確保すること。

3 法人は、業務を行うに当たっては、ICT（情報伝達技術）を積極的に活用するものとする。

(内部統制の推進に係る体制等)

第9条 法人は、内部統制の推進に関する次に掲げる体制を構築し、及び当該体制に係

る規程等を整備するものとする。

- (1) 内部統制の実施に係る体制
- (2) リスクの評価及びその対応に係る体制
- (3) 中期計画及び年度計画の策定、進捗管理及び自己評価に係る体制
- (4) 業務に係る情報伝達のための体制（内部通報及び外部通報に関するものを含む。）
- (5) 業務に組み込まれて行う日常的なモニタリングに係る体制
- (6) 内部監査を実施する体制
- (7) その他業務の適正を確保するために必要な体制

（監事及び監事監査に関する事項）

第10条 法人は、監事の調査権限等を明確にした監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

（職員の人事・懲戒に関する事項）

第11条 法人は、職員の人事管理方針及び懲戒基準に関する規程等を整備するものとする。

（業務の委託）

第12条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第13条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約に関する基本的な事項）

第14条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

2 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性

の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な装置を講ずるものとする。

- 3 法人は、前2項に定めるもののほか、契約の方法その他法人が締結する契約に係る事務に関する規程等を整備するものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第15条 法人は、法第19条の2第1項に規定する役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の損害賠償責任について、法第19条の2第4項に定める要件に該当する場合には、市長の承認によって、役員等が賠償の責任を負う額から、市長が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(委任)

第16条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(規程等の整備期限)

- 2 改正後の業務方法書において規定する内部統制体制の整備については、施行日から実施することとし、施行の際現に法人において整備されていない規程等は、平成31年3月31日までに整備するものとする。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行する。